

仙台市野村学校給食センター維持管理運営包括委託事業に係る募集要項等に関する質問に対する回答

NO	区分	頁	章	節	細節	項	項目	質問	回答
1	募集要項	12	VI	1	(1)	ア	委託料	「維持管理・運営期間にわたり、各年度の委託料を平準化」とありますが、総額を運営維持管理の全期間に渡り平準化という理解でよろしいでしょうか。或いは各年度の発生額をその年度の四半期にて平準化ということでしょうか。	委託料総額を各年度で、各年度の委託料を各四半期で平準化して支払います。
2	募集要項	12	VI	1	(1)	ア	委託料	平準化するにあたり、1回の支払額に端数が生じた場合の扱いをご教示いただけますと幸いです。	最終年度の最終四半期で調整してください。
3	募集要項	13	VII	6			保険	特別目的会社が賠償責任保険に加入する事との記載がありますが、包括委託契約書(案)では、提案によるとの記載があります。提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	保険契約者は提案によることとしていますが、賠償責任保険への加入は必須としています。
4	様式集	4	III				提案書類	念のため確認ですが、3-6-2(四半期別)の令和5年度は9カ月分、令和14年度については15カ月分の四半期が対応している表記になっておりますが、備考1にある通り各3-6-1(年度別)においてもこのように捉えて記載するというのでしょうか。	様式3-6-1と様式3-6-2の記載の考え方はお見込みのとおりです。なお、両様式の支払最終年度を令和14年度から令和15年度に修正します。
5	包括委託契約書(案)	2	1	第6条	1	(4)	契約の保証	仮に履行保証保険にて契約の保証を事業者が提案した場合、年間委託料の100分の1以上の保証料との理解でよろしいでしょうか。	その場合であっても、保証の額は委託料総額の100分の1に相当する額以上としてください。
6	包括委託契約書(案)	2	1	第6条	1	(4)	契約の保証	履行保証保険に加入する場合、通常契約者は事業者で、被保険者は市となるかと思いますが、契約者を請負先(構成員または協力企業)、被保険者をSPCとし、当該保険債権について貴市を第一質権者として質権設定する方法は認められますでしょうか？	履行保証保険契約を締結する場合、契約者は事業者、被保険者は本市としてください。
7	包括委託契約書(案)	2	1	第6条	2		契約の保証	「契約保証金については委託料総額の100分1に相当する金額以上」とございますが、委託料総額は税込金額という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	包括委託契約書(案)	15	8	第51条	1		決算報告書の提出等	公認会計士等による監査は、法定監査ではなく任意監査という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

NO	区分	頁	章	節	細節	項	項目	質問	回答
9	包括委託契約書(案)	32	別紙4	1			委託料の構成	「SPC設立等にかかる費用」、「契約等に係る費用」、「借入に係る利息その他の費用」、「SPCの管理に係る一般管理費」、「法人税」、「法人の利益に対してかかる税金等及び事業者の税引後利益(株主への配当原資等)」、「最終事業年度の清算費用」など、いわゆる運営・維持管理に直接関係しない全社コストについては、維持管理費相当に含めてよろしいでしょうか。	それらの費用は、運営費相当額の固定料金に計上してください。
10	包括委託契約書(案)	32	別紙4	1			委託料の構成	念のため確認ですが、事業所税及び、保険料(維持管理に係る保険料部分も含めて)は運営費相当(固定料金)に含めるということによろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	要求水準書	10	II	2	(6)		調理リハーサル	調理リハーサルは、春休み中の4月に行うとの理解でよろしいでしょうか。	調理リハーサルの実施時期は、本市と事業者が別途協議して定めます。
12	要求水準書	10	II	2	(7)		配送リハーサル	配送リハーサルは、春休み中に行うとの理解でよろしいでしょうか。	配送リハーサルの実施時期は、本市と事業者が別途協議して定めます。
13	要求水準書	14	III	1	(9)		修繕・更新の考え方	修繕の考え方として、建設時の部品等の同じ物の調達は難しいと思われまので、同等のものに交換する事は問題ありませんでしょうか。	問題ありません。
14	要求水準書	14	III	1	(9)		修繕・更新の考え方	空調機等寿命がある物につきまして、事業者の帰責でなく使用ができなくなった場合、大規模修繕に準ずると理解してよろしいでしょうか。	修繕業務の対象は要求水準書添付資料7のとおりです。当該資料において事業期間中の更新を指定していない機器等については、事業運営に支障をきたすと本市が判断した場合、本市が事業者にて実施した定期的な保守・修繕履歴等を確認したうえで、事業者の帰責範疇を超えるものと合理的な理由により認定した場合は、事業者との協議に応じるものとします。
15	要求水準書	14	III	1	(10)		大規模の修繕の考え方	包括契約を事業者が受けるにあたり、排煙・排水設備・空調・配管等に関して大規模修繕が行われており、十分な予防保全を行えば10年間の耐久・経年劣化による大規模な修繕の発生は起きないとの解釈ができるほど修繕が行われているとの認識をしてもよろしいでしょうか。	各種設備等は、これまで修繕や更新等により対応しており、今後も適切に維持管理を行うことで、10年間は大規模の修繕は生じないものと考えていますが、要求水準書添付資料7において事業期間中の修繕や更新等を指定している機器等については、事業者による対応を予定しています。

NO	区分	頁	章	節	細節	項	項目	質問	回答
16	要求 水準書 添付資料7						修繕業務対象リスト（調理機器等）	修繕業務対象リスト（調理機器等）の■分解整備・★事業期間中の更新は、本市と協議の上でとなっておりますが、計画的な分解整備又は計画的な更新を行わずして対象機器が突然故障若しくは劣化破損し給食提供不可となった場合の、製品製造及び部品調達に要した時間の責任の在り方をお示し下さい。	調理機器等の分解整備・更新については、事業者からの提案及び「長期修繕計画書」に基づき実施しますが、当該提案及び計画書において分解整備・更新を予定していない機器等が使用不可となった際は、本市が事業者にて実施した定期的な保守・修繕履歴等を確認したうえで、事業者の帰責範疇を超えるものと合理的な理由により認定した場合は、事業者との協議に応じるものとします。
17	要求 水準書 添付資料7						修繕業務対象リスト（調理機器等）	修繕業務対象リスト（調理機器等）の■分解整備・★事業期間中の更新は、本市と協議の上でとなっておりますが、計画的な分解整備又は計画的な更新を行わずして対象機器が突然故障若しくは劣化破損し使用不可となった場合の、製品製造及び部品調達に要した費用の在り方をお示し下さい。	費用の在り方についても同上の考え方によります。
18	要求 水準書 添付資料7						修繕業務対象リスト（調理機器等）	修繕業務対象リスト（調理機器等）の■分解整備は、本市と協議の上でとなっておりますが 機器使用開始から15年経過しており部品調達困難な機器が出てくると思われます。部品供給不可となる前に、予備部品の在庫を準備する必要の可否をお示しください。	調理機器等の分解整備については、事業者からの提案及び計画書に基づき計画的に行われるものであり、予備部品の準備についても同様です。事業期間中、分解整備を実施する予定の調理機器等があれば、当該機器整備に必要な部品を準備しておくことは必要なものと思慮されます。
19	要求 水準書 添付資料7						修繕業務対象リスト（調理機器等）	修繕業務対象リスト（調理機器等）の■分解整備は、本市と協議の上でとなっておりますが 機器使用開始から15年経過しており部品調達困難な機器が出てくると思われます。部品供給不可となる前に、予備部品の在庫を準備する必要がある場合の費用の在り方をお示しください。	費用の在り方についても同上の考え方によります。予備部品の在庫を準備する提案の場合、当該費用は本業務の中で見込んでください。